

令和3年3月 川棚町議会定例会会議録

(第5日目)

令和3年3月24日 水曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長 補 佐	川 村 崇	臣
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

議事日程

第1	発委第1号	川棚町議会会議規則の一部を改正する議会規則	議会運営委員長
第2	発委第2号	川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例	〃
第3	議案第15号	令和3年度川棚町一般会計予算	予算審査特別委員長
第4	議案第16号	令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算	〃
第5	議案第17号	令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算	〃
第6	議案第18号	令和3年度川棚町介護保険事業特別会計予算	〃
第7	議案第19号	令和3年度川棚町観光施設事業特別会計予算	〃
第8	議案第20号	令和3年度川棚町下水道事業会計予算	〃
第9	議案第21号	令和3年度川棚町水道事業会計予算	〃
第10	議案第23号	工事請負契約の締結（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事）	

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、発委第1号「川棚町議会会議規則の一部を改正する議会規則」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長。

議会運営委員長 発委第1号、令和3年3月24日、川棚町議会議長 村井達己様、提出者 議会運営委員会委員長 初手安幸。

川棚町議会会議規則の一部を改正する会議規則。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに川棚町議会会議規則（昭和62年川棚町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出をいたします。

それでは、提案理由の説明を行います。今回の改正は、議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に定めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印を改めるものであります。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

それではまず、第2項の欠席の届出ですが、改正前の第2条第1項中の「事故」を「公務、傷病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由」と欠席事由を整備するとともに、第2項において、出産については、平成27年の会議規則の改正の際に事故には含めない解釈とし、その取扱いは第2項に別立てとしていたところですが、今回、産前・産後の欠席期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができるように改めるものであります。

続きまして、第89条の請願の記載事項等ではありますが、現行は請願者の押印を一律に義務付けておりますが、請願者の利便性の向上を図るため、署

名又は記名押印に改めるものであります。

また、第2項を新設し、請願者が法人の場合は改正前の第1項から分け、ここで規定し、改正前の第2項については「請願を紹介する議員」を「前2項の請願を紹介する議員」に改め、第3項に繰下げ、改正前の第3項を第4条に繰下げ規定するものであります。

改正条文に戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものとしています。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いをいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第1号「川棚町議会会議規則の一部を改正する議会規則」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、発委第1号「川棚町議会会議規則の一部を改正する議会規則」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第 2、発委第 2 号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長。

議会運営委員長 発委第 2 号、令和 3 年 3 月 2 4 日、川棚町議会議長 村井達己様、提出者 議会運営委員会委員長 初手安幸。

川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 9 条第 6 項及び第 7 項並びに川棚町議会会議規則（昭和 6 2 年川棚町議会規則第 1 号）第 1 4 条第 3 項の規定により提出をいたします。

それでは、提案理由の説明を行います。今回の改正は、災害の発生、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点等から、委員会への参集が困難と判断される場合におけるオンラインによる委員会の会議の開催方法等について規定しようとするものであります。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。それでは、ここでは省略をいたしておりますが、第 1 3 条招集のあとに、第 1 3 条の 2、開催の方法特例を新たに設け、オンラインによる委員会の会議の開催方法等について規定しようとするものであります。

第 1 項では、委員長は災害の発生、感染症のまん延等やむを得ない理由により、開催場所への招集又は委員の参集が困難であるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話ができる方法（以下、「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができると定めております。

第 2 項では、前項の場合において、委員は委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならないと定めております。

第 3 項では、前項の規定により、委員長の許可を得て委員会に出席した議員は、同条例第 1 4 条定足数に関する事項、第 1 5 条第 1 項 表決に関する事項及び第 2 7 条第 1 項 記録に関する事項の出席委員とみなすと定めております。

第 4 項では、オンラインを活用した委員会における表決の方法、その他必

要な事項は議長が別に定めると定めております。

あと第18条の秘密会ではありますが、ただし書きで、オンラインを活用した委員会においては、秘密会とすることができない旨、条文を加えております。

改正条文に戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものとしたしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第2号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、発委第2号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 12)

議 長 次に、日程第 3、議案第 15 号「令和 3 年度川棚町一般会計予算」から、日程第 9、議案第 21 号「令和 3 年度川棚町水道事業会計予算」までを川棚町議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

予算審査特別委員長 予算審査特別委員会審査報告を行います。この審査報告につきましては、町議会会議規則第 77 条の規定により、既に議長あてに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和 3 年 3 月 23 日、川棚町議会議長 村井達己 様、予算審査特別委員会委員長 堀田一徳。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第 15 号、令和 3 年度川棚町一般会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 16 号、令和 3 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 17 号、令和 3 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 18 号、令和 3 年度川棚町介護保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 19 号、令和 3 年度川棚町観光施設事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 20 号、令和 3 年度川棚町下水道事業会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 21 号、令和 3 年度川棚町水道事業会計予算、原案可決すべきものと決定。

次のページをお願いします。

予算審査特別委員会審査報告。

議案第 15 号「令和 3 年度川棚町一般会計予算」、議案第 16 号「令和 3

年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第17号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第18号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計予算」、議案第19号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計予算」、議案第20号「令和3年度川棚町下水道事業会計予算」及び議案第21号「令和3年度川棚町水道事業会計予算」について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査の方法 2分科会方式で審査を行い、予算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。なお、議案第15号「令和3年度川棚町一般会計予算」のうち新庁舎建設費については、予算審査特別委員会で審査した。

(2) 審査期日

(分科会) 令和3年3月11、12、15、16、17日。

(特別委員会) 令和3年3月12、18、23日。

(3) 審査場所 第1・第2委員会室及び現地。

(4) 出席者 委員全員、議長、事務局長、事務局書記、副町長、教育長、次長、各担当課長、室長、課長補佐、各担当係長・係員。

2. 審査内容（主要事項についての質疑と答弁）。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料として省略する。

(2) 予算審査特別委員会での主な質疑と答弁。

質疑、ふるさと応援寄附金の使途目的は決まっているのか。

答弁、寄附の目的は、教育・観光・人材育成・福祉・地域・新型コロナ対策・歴史・町長おまかせとなっており、一般財源として活用している。

質疑、光ブロードバンドの引込線撤去工事とは。

答弁、インターネットの未契約や転出などで解約があり、対象者への意向確認後に撤去を進める。

質疑、子育て世代包括支援センターの環境整備とは。

答弁、現在の業務スペースが狭いので新庁舎の完成に合わせて検討する。

次のページをお願いします。

質疑、高齢者一体的事業の「地域の通いの場」と「みんなでいごこーで」

の事業は同じものか。

答弁、「地域の通いの場」とは介護予防を提供する団体などに補助金を交付する事業で、「みんなでいごこーで」は日常生活の自立支援を行う事業であり、事業は別物である。

(以上質疑は第2分科会委員 答弁は第1分科会主査)

質疑、キャンピングカーでの周遊観光はできるのか。

答弁、業務委託で2週間常設したキャンピングカーは宿泊のみである。

質疑、基幹農道川棚西部地区は工期的に令和6年度完成に支障はないのか。

答弁、2号橋梁が令和5年度完成し、令和6年度完成見込みである。

質疑、上組西部線の工事予定は。

答弁、令和3年度は歩道設置工事(65メートル)が予定されている。

質疑、東臨港線の事業断念も含めての判断とは。

答弁、用地交渉で難航している。

質疑、水道の老朽管の更新は。

答弁、10年ごとの計画に基づいて耐用年数40年を基に緊急性のあるものから計画的に更新していく。

(以上質疑は第1分科会委員 答弁は第2分科会主査)

(3) 議案第15号「令和3年度川棚町一般会計予算」の新庁舎建設費に関する審査。

質疑、新庁舎備品購入費6,600万の内訳は。

答弁、書棚が大部分を占め、窓口カウンター、会議室机、椅子などである。

質疑、既存の事務用品の再利用は。

答弁、使用可能なものは倉庫などで使用していきたい。

質疑、第二別館の改修費の内訳は。

答弁、現在の第二別館は築55年経過し耐震補強がなされていないので、耐震診断を行い改修設計業務を行う。

(以上質疑は予算審査特別委員会委員 答弁は新庁舎建設室室長)

以上で質疑を終了し、議案ごと、討論、採決を行った。

3. 審査の結果。

(1) 議案第15号「令和3年度川棚町一般会計予算」の討論、採決。
反対討論。

なし。

賛成討論(要旨)。

新型コロナウイルスの収束が見通せない中、令和3年度一般会計予算は、永年の町政の課題であった新庁舎の本格的な建設、防災を始めとする安全・安心のまちづくり、新型コロナウイルスワクチン接種と町民の健康福祉に関する事業への予算がバランスよく編成されているものと判断し賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(2) 議案第16号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(3) 議案第17号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(4) 議案第18号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(5) 議案第19号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(6) 議案第20号「令和3年度川棚町下水道事業会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(7) 議案第21号「令和3年度川棚町水道事業会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

4. 委員会としての意見。

①行財政改革の取り組みは、人口減少が進む中、新たな価値観創造やデジタル化が推進されており、時代に即した改革を進めなければならない。一層の努力を期待する。

②町ホームページがリニューアルされるので、情報発信に努め、移住定住・ふるさと納税・観光事業等、積極的に活用されたい。

③新庁舎建設・周辺整備に係る各種工事については、地元業者の活用を図られたい。

④子育て世代包括支援センターは、少子化対策の重要な役割を担ってい

る。職員体制はもちろんのこと、環境整備にも力を入れられたい。

⑤新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施は国家的な事業であり、職員一丸となってコロナ収束に向けて努力されたい。

⑥社会資本整備総合交付金事業（中倉線・東臨港線）については早期に地権者の協力を得て、一刻も早く事業を進められたい。

⑦災害時備蓄品は鋭意充実されているが、緊急時に自主防災組織が迅速・的確に機能するよう図られたい。

⑧地域支援事業の「みんなでいごこーで」は、高齢者の介護予防と日常生活の自立支援が期待される。他の地区についても検討されたい。

⑨下水道事業（惣津地区）は今後、多額の建設費用が予想される。費用対効果について再度十分に検討されたい。

⑩上・下水道施設の管理委託業務を今年度から公募型プロポーザル方式で委託することになるが、次回契約更新時には多くの応募者が参加できるよう参加要件等の緩和・変更を含め十分検討を行われたい。

⑪地区からの環境整備要望については、今後も誠意を持って対応されたい。

議 _____ **長** これから、委員長の報告に対する質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、一件ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第15号「令和3年度川棚町一般会計予算」の討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 令和3年度の一般会計予算についての反対討論を行います。失礼しました。議席ナンバー11番、炭谷猛。

令和3年度施策等に関する町長説明書に関わる石木ダム建設についての項目の中で、「今後とも事業の推進に向け、長崎県、佐世保市と一体となって

取り組んでまいります。」とありますが、この石木ダムについては、川棚町からは一度でも県に対してダムを造ってほしいと言ったことはないということもあり、大多数の町民が疑問と不信を持ち、そして反対意見も大変多い中、ましてや水没住民、周辺地域住民の生活環境悪化への強い反対もある状況の中で許されるものではありません。

また、一般会計歳出予算のダム対策費に1,872万1,000円を計上してあり、以上により反対を表明するものであります。以上です。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。山口議員。

6 番 山 口 議席番号6番山口でございますが、議案第15号「令和3年度一般会計予算」についての賛成討論を行います。

令和3年度一般会計予算については、新型コロナウイルス感染の収束が見通せない中、本年10月竣工へ向けての新庁舎の本格的な建設、防災を始めとする安全・安心なまちづくり、そして新型コロナウイルスワクチン接種や介護予防等の町民の健康福祉に関する予算がバランスよく編成されていると判断し賛成します。

議 長 ほかに討論はありませんか。田口議員

8 番 田 口 はい。先ほどの炭谷議員の討論の中で、認識がちょっとおかしいなと思ったのを指摘をしたいと思いますが、町から県にダムを造ってほしいと言っていないと言われましたが、町からは県に対して治水対策をきちっとやってくれという要望は常になされておるということ指摘したいと思います。

それから、大多数の町民が反対と言われましたが、それは認識が違うというふうに思っております。したがって、私はダム建設に賛成でありますし、それを含めた今回の一般会計予算の編成は適切になされていると思いますので賛成いたします。以上です。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号「令和3年度川棚町一般会計予算」の採決を行い

ます。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。起立多数です。したがって、議案第15号「令和3年度川棚町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 32)

議 長 次に、議案第16号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、議案第16号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。堀池議員。

5番堀池 はい。5番、堀池浩です。議案第16号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」について、賛成討論を行います。

県と市町が一体となって安定的運営を行う広域化がスタートし4年目となりました。歳入の内訳は、加入者から徴収する保険税の割合、これが15.8パーセント、県支出金75.8パーセント、一般会計繰入7.4パーセントで運営となっております。

今後、被保険者数の減少という大きな課題はありますが、町民の健康維持を推進すべく、各種事業に取り組む予算となっております。賛成します。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 はい。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、議案第16号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:34)

議 長 次に、議案第17号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。田口議員。

8 番 田 口 後期高齢者医療制度は、高齢者が安心して暮らせるようにつくられている制度でございますし、本予算も適切に編成されていると思いますので賛成いたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、議案第17号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 35)

議 _____ **長** 次に、議案第18号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。小田議員。

7 番 小 田 7番、小田です。議案第18号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計予算」について賛成討論をいたします。

高齢化社会においては、住み慣れた地域での生活が心の安定にもつながり、安心して生活できることが望まれます。また、家族の介護負担も軽減でき、さらに、介護予防事業等にも積極的に取り組むよう計画されているので賛成します。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、議案第18号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 37)

議 _____ **長** 次に、議案第19号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。はい、初手議員。

4 番 初 手 はい。4番、初手であります。議案第19号、令和3年度の観光施設事業特別会計予算に対する賛成討論を行います。

本特別会計は、大崎公園、国民宿舎、大崎温泉の各施設の管理運営に関わるものが主な内容であります。一部新型コロナウイルス感染症対策の予算も含まれており、適切な対応であるというふうに考えております。

新型コロナウイルスによる影響は、施設によって異なっておりますが、全体として大きな影響を受けているというふうに思われます。

これからは、ウィズコロナ、そしてまたアフターコロナに向けた各種施策が強く求められているところでもあります。限られた予算ではありますが、行政として各施設の利点を生かし、情報発信を行い、本町の観光行政の拠点として、指定管理者や関係者と知恵を出し合い、連携を深めて、利用者増、あるいは交流人口の増加につながることを期待するとともに、必要に応じて積極的な対応を期待して賛成といたします。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、議案第19号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:40)

議 長 次に、議案第20号「令和3年度川棚町下水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 ありませんか。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号「令和3年度川棚町下水道事業会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、議案第20号「令和3年度川棚町下水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:41)

議 長 次に、議案第21号「令和3年度川棚町水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号「令和3年度川棚町水道事業会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、議案第21号「令和3年度川棚町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:43)

議 長 次に、日程第10、議案第23号「工事請負契約の締結（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第23号「工事請負契約の締結（川棚西部漁港三越防波堤

災害復旧工事)」の提案理由をご説明いたします。

令和2年9月の台風9号及び10号により被災を受けました川棚西部漁港三越防波堤に係る災害復旧工事の入札会を、去る3月15日、15社による指名競争入札で行ったところであります。その結果、佐世保市天満町2番30号 門田建設株式会社 代表取締役 門田治男が、8,009万1,000円で落札決定いたしましたので、3月18日に工事請負契約の仮契約を締結したところであります。

そこでこの契約につきましては、本町条例の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当いたしますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、産業振興課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは、工事の概要につきましてご説明をいたします。

川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事につきましては、平成30年7月の台風7号により被災し、原型復旧において復旧工事を行った同一箇所が、昨年9月の台風9号及び10号により再度被災を受けたものであります。国による災害査定の結果、全体工事延長40メートルのうち29メートルが災害復旧事業に係る改良復旧事業として採択され、残りの11メートルにつきましては、災害復旧事業の関連として災害関連事業による改良工事として採択されたものであります。議案書の次のページをお開きください。

工期につきましては、契約の日から令和3年11月30日までとしており、工事場所につきましては、川棚町三越郷地先となります。

工事の概要につきましては記載のとおりとなりますが、図面により詳細を説明しますので、次のページの平面図をお開きください。

全体の工事延長は40メートルとなります。このうち災害復旧事業としての実施箇所が29メートルであります。この部分は青色に着色をした部分となります。また、災害関連事業としての実施箇所が11メートルでありまして、赤色に着色をした部分となります。平面図の次ページ以降3枚につきましては、標準断面を添付しておりますので、平面図と併せてご覧をくださ

い。

今回の工事につきましては、既存の断面を拡幅改良することで令和2年9月に発生した台風10号の風速による波高に耐えきれぬ構造とするものであります。その内容につきましては、平面図の下方にちょっと小さいんですけども、ナンバーを記載をしておりますが、No.0からNo.1+7、17メートル、この区間につきましては被災前の天端の幅5.5メートルに0.6、60センチ、それとNo.1+7からNo.4、L=23メートルの区間につきましては、被災前の天端幅4メートルに1.5メートルのコンクリートを港内側に腹付けを行うものであります。各図面の記載をしておりますけども、斜線部分が腹付け箇所となっております。なお、拡幅部の施工方法につきましては、防波堤を既存断面に復旧をしたあとに、現場打ちによるコンクリート打設を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。ありませんか。堀田議員。

10番堀田 はい。10番、堀田です。この防波堤は、三越漁民の方の切実なる願いで造られたんだろうと思いますけど、2回の台風被害によって損壊をいたしております。今回もですね、11月に完成予定というふうなことでありますけど、この図面を見る限りですけど、波が向こうから来たときに抜けるような空洞あたりがあった方が強度的には強いと思うんですね。そして片島のもう大正時代に造られた、昭和の初めぐらいに造られた防波堤は穴が堤防の下にあって、その波の強さを逃がすような格好になっております。そういった穴あたりをですね、今回は造られるのか。

それと、ああいう現地視察の中にあつたテトラポットあたりを全部積み上げてその上にコンクリート工をするような、そういう堤防のやり方というのは考えられなかったのかお尋ねいたします。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。標準断面図を見ていただければわかります。図面の2ページ目、(1)から(3)まで標準断面を付けておりますが、先ほど言われた穴につきましては、原型のまま、湾外の方に今既存でもありますけども、そこには波消しブロックを設置しておりますけ

ども、その波消しブロックをそのまま設置することとなります。それで、その裏に腹付けをしますので、そこに穴ができるような構造ではありません。

それともう1点テトラにつきましては、実際査定を受ける前にテトラでもできないかという協議を行っております。ただそのテトラを全面に置くとなればそれ相当の事業費となりまして、今の断面にしているところであります。ただ、今回の台風10号の風、あと波高について、その数値によって計算して出した答えが今現在の標準断面図となっているところであります。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。町長。

町 **長** 私の方からちょっと補足をいたします。今議員からは片島の魚雷発射試験場の、いわゆる構造物のように穴をほがした方がいいんじゃないかというご提案でありましたが、片島魚雷発射試験場のあの構造物は、コンクリート構造物ではありますが、連絡通路でありまして、あれは橋梁というふうな位置付けであります。したがって、防波堤の役はああいった形ではないんだろうということ、ああいう工法は無理ではないかこのように思います。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。堀田議員。

10番堀田 はい。今回2回破損しているわけですね。今災害が酷くなっている関係で、もし3回目が破損するということになったときには、もう、あつてはならないことですが、今想定外ということは言われませんので、やはり波を逃がすような構造にある程度はしとかなくちゃいけないかと思うんですね。最初的时候は外海の方からのあれは穴がこうほげてたんですけど、内海の方には穴がなかったわけですね。そうするとやっぱり強度的にそこで酷く押されて返ったというふうな格好になっていますので、私たち素人ですのでそこまでは酷くこう、計算的なことはわかりませんが、もう少しこう、これで大丈夫かなという面はしております。

議 **長** はい、産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。台風10号が発生したときの風速になりますけども、これは10分平均で29.6メートルという数値が出ております。あと風向きが南で、瞬間最大風速としましては41.7メートル、この風向きは南南東で、7日の3時50分という記録が残っております。

ります。今回災害で申請をした構造につきましては、この風速、あと波高等については耐えきるだけの構造物であります。ただ今後、これ以上の風速、波高等が来た場合には、やはりまた同じようなことになる可能性はあるかと思われま。まあ今の部分については想定ですけども、今回台風10号の風速等には十分耐えられる構造ではあります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭谷 関連でよろしいですか。このひとつには、この前回に崩れたときというの、私は見に行ったわけですが、これがこうなるとは思わなかったというふうな話がちょっと出ていたことを覚えておりますけども、その造って1年目に、多分8,000数百万の予算で造られたというふうに1回目は思うんですけども、それが1年にして壊れたということであれば、普通、物を造るには、製造物責任法というのがありまして、僕らがやっていたのは、やはりそのことに対してお客さんに迷惑をかけたということということであれば、その補償といいますか、そういったことまで今はつながってくるというふうに感じるんですけども、その1年しか持たなくて壊れたということであれば、製造した前会社に賠償を請求するというふうなことも考えていかと思いますけども、その点についていかがでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。前回、台風7号によりまして、そのとき1回目になりますけども、これは台風7号の影響で被害を被っております。このときの最大風速につきましては、10分間平均で23.4メートルというデータで被災を受けておるところであります。ただ今回、それを上回る風速でありましたので、その以前の施設はもう耐えきれなかったという状況です。ただ先ほど賠償とかがあっていうご質問がありましたけども、これはやっぱり自然災害でありますので、それ以上の風速、波高等が出ておりますので、これに対しての賠償等というのは考えられないと判断しております。以上です。

議 長 ほかに。炭谷議員。

1 1 番 炭谷 23.4メートルなら耐えた。29.6あったから駄目だった。じゃあそのときの23.4メートルで設計をお願いしますというふうなことになって、その防波堤は造られたものというふうに思っていけば、その

設計依頼者の方の担当の係である設計の段階が果たしてどうなったのかということになってくるわけですが、その点について課長はいかがお考えですか。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 すいません、先ほどちょっと答弁するのを忘れておりましたけれども、第1回目の災害につきましては、あくまでも原型復旧という形での復旧になります。ですので、当初計画された防波堤が台風7号により23.4メートルの時間最大で崩壊はしたんですけども、あくまでもその時点では原型復旧という形で復旧を行っております。ただ、今回は再度壊れたということで、災害自体も改良を行えるということになりましたので、その台風10号時のその風速によって断面等を決めているところであります。以上です。

議 _____ **長** よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 今回入札が15日にあったということで、これ入札結果一覧とかがあってというのは付いてこないですかね。

それと、工事そのものについてお聞きしますと、図面、平面図で、防波堤の工事部分40メートルがありますが、上部で40メートルで、一番先端の部分の基礎部分のところの数値が入っていないので、やっぱりそこも入っとくべきではないかなと思います。

それと、今回上部に限らず、手前の方で60センチですかね。で、先の方では1.5メートル拡幅ということで、今までのものを修復して、それを拡幅するというふうなことです。その拡幅した部分がどういうふうな接続のされ方といいますか、ただその修復したときにそのコンクリートを合せて固めたでは剥がれるというのですかね、なんかもろいんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺の強度の取り方というのがされてるのかお聞きします。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。まず、質問にお答えをいたします。まず延長につきましてはですけども、これはあくまでも構造物、コンクリート構造物の延長で表記をします。今40メートルということであげております。ただ、この構造物を積み替えるのに、基礎の栗石あたりがありますけども、その分はその延長よりもちょっと長いスパンで入ってはきます。ただ、表記自体はあくまでもそのコンクリートの製品の延長をここに載せるものであります。

あと、構造物、腹付けをしたときの構造についてなんですけども、標準図面を見ていただければわかるかと思います。ブロック部分に削孔をしまして、差し筋ですね、そのブロック部分と今回打ち足すコンクリート部分を定着させるというふうな工法になっております。以上です。

議 _____ **長** 入札結果の。はい、産業振興課長。

産業振興課長 入札結果につきましてはちょっと付け忘れておりますので、あとでお配りをしたいと思います。以上です。

議 _____ **長** はい。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号「工事請負契約の締結（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事）」の採決を行います。

お諮りします。本件はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第23号「工事請負契約の締結（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事）」は可決されました。

(11:07)

議 _____ **長** ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じました条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 _____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和3年3月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。長期間にわたり大変お疲れ様でした。

(1 1 : 0 7)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 _____ 村井達己

会議録署名議員 _____ 炭谷猛

会議録署名議員 _____ 水谷末義